

有期契約労働者の育児休業について

【質問】

1年契約で5年働いています。来年以降の更新があることについても口頭で言われていました。先日、「妊娠したので出産後に育児休業を取りたい」と上司に伝えると「育児休業は正社員しか取れない」と言われました。育児休業を取得して復職したいと思っていたのでとてもショックでしたが、上司が言うように私は有期契約労働者なので育児休業を取ることは出来ないのでしょうか。

【答え】

有期契約労働者（期間を定めて雇用されている方）であっても、下記の要件を満たす場合には育児休業の取得が法律により認められています。

1. 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
2. 子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること
⇒契約が更新される可能性について書面または口頭で明示されていること。

上記明示がない場合には

- ① 雇用継続の見込みに関する事業主の言動
- ② 同様の地位にある他の労働者の状況
- ③ 当該労働者の過去の契約の更新状況

などの実態を見て、育児休業申出があった時点で明らかになっている事情に基づき判断されます。

3. 子の2歳の誕生日の前々日までに、労働契約の期間が満了し、更新されないことが育児休業の申出時点で明らかでないこと
⇒育児休業申出があった時点で、契約の期間満了や更新がないことが確実であるか否かによって判断されます。

ただし、労使協定により次のような労働者は育児休業をすることが出来ないという定めがある時は、事業主は労働者からの育児休業の申出を拒むことができます。その事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない労働者

- 育休申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな労働者
- 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

適用除外者でないことを確認し、上記1.～3.の要件を満たしていれば正社員でなくても育児休業を取得することはできます。再度、上司に相談して法律の内容をよく理解してもらいましょう。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 期間を定めて雇用されていても要件を満たせば育児休業を取得することができる。
- ❖ パートやアルバイトなど1日の労働時間が通常より短い方であっても、期間の定めのない労働契約によって働いている場合は対象となる。